2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年11月13日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「京都第二外環状道路池ノ内高架橋工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ⓐは第１号２⑴に同じ。

ⓑから⒠までは、第５号２⑴ⓑから⒠までに同じ。

ⓕ　単体有資格業者にあっては、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績（以下「単体有資格業者の同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。

㋒　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が15m以上の工事。

㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が単体有資格業者の同種工事の実績を有するとともに、その他構成員で、橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記㋐及び㋑の要件を満たす工事の施工実績を有すること。また、橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記㋐及び㋒の要件を満たす工事の施工実績を有すること（上記㋐及び㋑又は㋐及び㋒は同一工事の施工実績を有すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓖ　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋又はＰＲＣ橋で、かつ、最大支間長が40m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員もそれぞれ平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が15m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。

ただし、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員もそれぞれ平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した異工種ＪＶの橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員の同種工事の実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓗは第１号２⑺に同じ。

ⓘ　単体有資格業者、異工種ＪＶ又は経常ＪＶは、上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ⓙから⑴までは、第１号２⑼から⑾までに同じ。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間はそれぞれの担当する橋梁上部工事又は橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工期間とするが、監理技術者１名は契約工期の間に専任で配置できること。異工種ＪＶ及び経常ＪＶにあっては代表者の監理技術者１名が契約工期の間に専任で配置できること。

ⓐ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ⓑ　単体有資格業者の配置予定技術者においては、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑴ⓕに掲げる単体有資格業者の同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成６年度以降に元請として完成・引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること。

１）橋梁上部工事を担当する配置予定技術者にあっては、上記２⑴ⓕ㋐及び㋑の要件を満たす工事を同一工事で施工した経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

２）橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する配置予定技術者にあっては、上記２⑴ⓕ㋐及び㋒の要件を満たす工事を同一工事で施工した経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。